

平成24年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成24年9月12日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第39号 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について

議案第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第3 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	浅井武光君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君
10番	夏目一成君	11番	笹野康男君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	大獄弘君

16番 池田久男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副	町	長	成瀬 敦君
総務部	長	杉浦 護君	健康福祉部	長	伊藤光幸君	
参	事	長谷寿美夫君	環境経済部	長	鳥居元治君	
建設部	長	鈴木富雄君	会計管理者	中山 豊君		
総務部次長兼	大竹広行君	建設部次長兼	近藤 学君			
総務課	長	都市建設課	長			
教育	長	内田 浩君	教育部	長	春日井輝彦君	
消防	長	近藤 弘君	消防次長兼	山本正義君		
監査委員	羽根渕保博君	庶務課	長			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

昨日も御報告を申し上げたところでございますが、10日から11日の夜間でございますが、朝にかけまして、ドミーのコインランドリーがございまして、そちらのほうで新たにまた不審火がございました。警察等によりまして地域巡回等も行っているわけですが、町といたしましても、マメールですとか、また、ホームページ等によりまして住民の方々に御注意を申し上げているところでございます。議員の皆様方におかれましても、また、そういった情報等がございましたら、警察のほうにも御通報いただければありがたいかというふうに思っております。

以上、御報告のみさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14名、監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を12番 内田 等君、13番 丸山千代子君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの18件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

9月11日の本会議で、認定議案第2号までの質疑は終わっております。

よって、本日は、認定議案第3号にかかる質疑から行います。

まず、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 総務次長に答弁を求めますが、ひな壇に座ってもなかなか発言の機会がめぐってこないというのは大変寂しいことだというふうに思いまして、いろいろな気配り目配りもしながら次長に答弁を求めますが、私の記憶でいきますと、今年の3月31日、つまり22年度まで、あなたは住民課の課長であったというふうに思っておりますが、間違いございませんか。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） そのとおりでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 間違いないということですが、今年の2月3日、この日に、23年度、つまり、今、決算を迎えている23年度の当初予算の概要がまとまりましたので、議会の皆さんに説明をし、若干の質疑を受けますと、こういう予算の説明会が開かれました。その折に、決算の成果の説明書の135ページにございますように、国保税の値上げということで、所得割についてだけ医療分と後期分の値上げが提案をされました。議員の質問に答えて、あなたはそれぞれどういう説明をされたのか。そういう点からまず説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） 詳細については余り覚えてはいないわけですが、ただ、国保税につきましては、応能割、応益割等の関係で、なるべく応能割をふやしていくという形で、そちらを今後上げていくというような形と、あと、法定限度額

につきまして、幸田町におきましては、まだ限度額に達しておりませんので、なおかつ法定限度額につきましては、法律で2年以内にはそれにあわせるようにというような指導もありますので、急激にならないような形で、段階的に法定限度額に上げるような形で値上げ等をさせていただくというような考えでいたかというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大筋そういうことだと思う。私がお聞きしているのは、例えば、医療分については、所得割を4.44から5.00、それから、後期分については、1.39から1.60と、こういうふうにアップを図ると、こういうことですが、そのアップの図り方の関係で、トータルでどういうふうにあなたは説明されましたか。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） 申しわけございません。詳細は今、覚えておりません。済みません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が申し上げたいのは、あなたが説明したのは、アップは医療分と後期分を合わせて0.77%ですと、こういう説明をされているし、私の記録にもございます。0.77%でいいのかどうなのか。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） 前もパーセントとポイントの関係かと思えます。ですので、私のほうの言い方として、0.77%ではなくて、0.77ポイントというような言い方のほうが正しかったかというふうに、今、考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、ポイントとパーセントの使い分けをして、議員をちょうらかす、惑わす、こういう手合いの説明答弁だったというふうに私は思うのです。確かに、引き算あるいは足し算すれば、パーセント対パーセントでいけば、あなたの言われるのは、パーセントだけでは0.77%であると。しかし、そういう引き算をして出た答えをパーセントにすれば、限度額を68万円から77万円、9万円引き上げて、その上でさらに6,000万円もの国保税の増税というのはあり得ないわけなのですよね。そういう点から含めていくなれば、私は、正確さに欠けた説明であるというふうに思いますし、例えば、医療分でいけば4.44%から5%、こういうふうに当てれば112.6%のアップなのです。それでありながら0.56%になります。後期分についても1.39%から1.60%と。これは115.1%ということで、あなたの言うのは、成果というのは0.21ポイントになるという点から含めていくなれば、ポイントのパーセントの使い方によっては、議員をちょうらかして、たぶらかせて、惑わせて、本筋を見えなくするという手合いかなというふうに思うので、そうした点でいくなれば、その内容のよしあしは別にして、提案された内容について、議員が正確に正しく理解するような形で説明がいただきたいということをまず冒頭に申し上げて、今後改めていただきたいということです。

そういうこととあわせて、国保税が10.85%、6,000万円もの増税ということで、これは担当部長に答弁を求めます。

そうしたときに、収納率が前回より若干アップしているのです。そうしますと、これだけのアップをしたときに、減免制度がどういうふうにも有効に活用されてきたのか。二つの減免制度がありますよね。一つは法定減免の2・5・7。まず、その法定減免の2・5・7の対象人数と、それにかかわる減免額、それぞれ出していただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 法定減免7割、5割、2割の人数でございますが、施策の成果説明書の146ページに掲載しておりますので、この内容を御確認いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 法定減免はそう。幸田町は、法定減免のほかに独自減免というのを持っていますよね。独自の減免で、その対象になった人数、あるいは減免額はどれだけですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 条例減免につきましては、低所得者減免を初め、各種項目があるわけでございますが、23年度の減免を受けた件数でございますが、低所得者減免が20件で一番多くなっているわけでございますが、全体の件数としては40件の減免適用となっております。金額については、ここには持っておりませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） しょぼしょぼと言われると、聞くほうもしょぼしょぼという形になって、あなたの策にはまってしまうので、元気にやっていきたいと。

要は、法定減免は資料にあるとおりで、独自減免、条例減免については40件が対象だと。金額は後ほどの特別委員会です。そんなばかなことはないわけなのでね。そういう点からいけば、要は、独自の条例で定めた減免が本当に機能しているのかどうなのか。仏つくって半分魂入れて、半分魂を抜いてしまっているというような減免規定というのがあるわけですね。それが一つは減免規定の内容の不十分さと、それから、減免規定を有効適切に住民の多くの皆さんは知らないわけですよ。住民の多くの皆さんが知らないときに、行政側としてチェックする経過の中で、この人は、法定減免は無理だけれども、法定減免はすっと出てくるわけですね、しかし、「条例減免でいけば、この人はひよっとすると申請してもらえると対象になりますね」と、こういうことでいくなれば血の通った行政だと。片一方で6,000万円もの大増税をかけた。目いっぱい課税限度額77万円まで引き上げるといような形で、この追加の要求資料にも出されておりますが、県下における幸田町の国民健康保険税の1人当たりの負担というのは極めて高いです。町村の部でいけば、町村の数が少なくなってしまっていけないけれども、堂々と銀メダル、2位です。県下54市町の中でも第4位です。6位までが入賞としたら入賞するだけの高いレベルで住民に負担をかけている。

そういう実態が明らかになってきているときに、では、今持てる条例規定をきちんと

皆さんに周知をして、有効適切に活用してくださいよと。こういうやり方についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 先ほどお答えできませんでした条例減免の金額でございますが、60万6,500円の減免を行っております。

減免制度の周知でございますが、これにつきましては、広報、ホームページで掲載いたしまして、活用を呼びかけているわけでございますが、さらに低所得者の減免、この減免につきましては、国保税の所得割が出ている方で町県民税が非課税、このような方が対象となるわけでございますが、この方については、個別に通知を差し上げて申請の勧奨を行っている状況でございますので、今後もこのように行っていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 低所得ということで、ボーダーラインにある人たちには個別に通知をしておりますといったときに、では、そういう個別の通知に対して対応してくれるかどうかということと、その通知した中に滞納者もみえるわけですよ。滞納者にそういう通知をやって、「そうだったのか」と思って、落とし穴にはまってしまうという言い方はいけないですが、窓口に来て、「減免の申請通知が来ましたので」と言ったら、「滞納分を払ってからにしてくれないかな」と。こういう対応があるということはみんな知っているから、そういうものには行かないわけです。そういう点からいって、やはり一つは、今ある制度をきちんと徹底して、対象者は絞り込めるわけですから、私はそういう内容できちんと対処していただきたいということと、もう一つは分納でもいいのですよね。ある市町は、「分納はいけない。滞納した者は分納などは絶対許さない。一括でやればいい」という形で大変な状況が生まれている、後ほど触れますけれども。こういうときに、低所得者の対象者、絞り込みができる。絞り込みができたときに個別に通知しますと。個別に通知したときに、窓口で申請の手続をされた方は何名ほどおみえになりますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 申請の人数については把握しておりません。滞納の方については、減免制度は対象とならないということでやっているわけでございます。当然、分納制度も設けて対応しております。納税相談に見えた方は分納ということで、その分納の場合についても、当然その方の生活を第一に考えた分納ということで、相談に応じて対応しておりますので、今後も懇切丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは、幸田町の減免制度というのは、あるけれども内容的には大変不十分だという形で、結局2・5・7で捕捉できない人たちを独自の条例減免の中でどう対象にしていくかといったら、やはり敷居は低いほうにしていけないと。減免制度に行こうと思ったら、一生懸命、その川を上がっていかなければいけないということではなくて、敷居はできるだけ低く、窓口は広くという形にしていけないと、結果的に滞納を積み上げていく、こういう悪循環になりかねないわけなので、そうした点でいくな

らば、減免制度の拡充、内容をさらに広げていく、充実していく。片や課税限度額いっぱいまで課税をするという点では、やらずぶったくりではなくて、せっかくある制度を生かしていくという点では、独自減免、いわゆる条例減免の見直し、見直しというのは、さらなる制度が住民の中に活用されるような、そういう施策の展開というのはお考えですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 独自の減免制度につきましては、近隣の状況等も研究しまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 検討は大変いい言葉だけれども、それは、たなごらしにしておきますよということで当座をしのいでいくという感覚で答弁をいただくのはどうにもならないということですから、少なくとも決算は、町長が冒頭のあいさつでも述べられたように、前年度の決算を通して次年度の予算、施策の中に反映できるような、そういう議会での指摘や御意見、審議をお願いしたいと、こういう内容なのですよね。

ですから、その検討することについても、来年度の予算、これが9月に終わりますと10月15日には町長の来年度予算編成についての方針も示されてくると、こういう点からいくなれば、私はきちんとした検討という言葉に対して向き合った対処を考えていただくことを申し上げて、次に、監査委員にお尋ねをいたします。

第6のむすびという中に、19ページの後段の段階ですが、「収入未済債権については、的確な管理を行い、適正な処理を図るべく、きめ細かな取り組みが肝要である」と。お説のとおりだというふうに私は思うわけです。ただ、言葉の持つ意味という点でいけば、ここで言われる的確、それから、厳正な処理というものはどういう意味合いが込められた内容なのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 昨日も申し上げたと思いますけれども、収入未済債権については、長年の懸案事項であり、決算審査においても税務課を初めとした関係各課に実情の聞き取りを行っております。特に、現年分の新たな未納をふやさないための努力、差し押さえ等の法的措置、安易な時効の成立による欠損処理をしない努力等々、滞納者一人一人の状況を適切に把握して管理し、これを厳正に運用するという点でお願いしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 監査委員の立場からすれば、そういう指摘も出てくるかというふうに思うわけですが、要は、一定の所得があって、一定の生活水準があっても、さらに行政に対する不信というような形で、言い方が適切かどうかよくわかりません。しかし、横着をして滞納をしている人たち、これは全くないとは言えません。しかし、払いたくても払い切れないような状況にある国保税の状況を滞納という烙印を押して、そういう取り立てをすることが監査として適切かどうか。安易な不納欠損を出すなど。それを安易だという点はどこに求めるのか。滞納をずっと積み重ねて、長年持ち続けることがいいとは言いません。ただし、滞納の状況を見きわめて、一定程度不納欠損というのは避

けて通れないと。そうしたときに、不納欠損を安易にやるなという形で一面的に線を引くことについての是非について、監査委員としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 監査委員としましても、やはり、根本的には住民本位の視点に立って、また、住民福祉の向上のために税金がどのように使われるかということ常々思っておりますので、そういった滞納者の状況というのはきちんと把握する、特にそこに重きをしてお願いしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、総務部長が窓口であろうなというふうに思うわけですが、今、愛知県の中に、法律に基づかない地方税滞納整理機構というのがつくられて、県下47の市町がここに参加をしている。この整理機構に全部丸投げして税の取り立てをやっている。あこぎなことばかりやっているわけです。具体的には時間がないので。幸田町は従来からは、この整理機構には入っておりませんと。独自に整理をするスタッフを充実しておりますよと、こういうことですが、そういうことで現在も継続されておりますかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 滞納整理機構の関係につきましては、現在も今、そういった方針に基づいてやっておりますが、今後も滞納整理機構との運用状況、制度の状況というものも見ながら、そこに入っていかどうか、一緒になってやるのかどうか、こういったことは今後の内容を見て、慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも行政が逃げ道をつくる一番悪いくせだ。要は、地方税滞納整理機構というのは根拠法がないわけです。根拠がないけれども、滞納する者は悪いやつだといって苦しめたわけです。

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） そういうことばかりやるところが整理機構です。幸田町はそこは一線を引いて、我が町のことは我が町で何とかスタッフを充実しながら取り組んでいきますよと、こういうスタンスですよ。ですから、今後も引き続き、そういうスタンスでおやりになるかどうかということをお聞きしているわけです。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 基本的な考え方といたしましては、議員の今おっしゃられたとおりの形で考えてはおります。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進ということですが、こういう医薬品の関係は私は素人でございまして、間違っていたら訂正をお願いしたいと思うのですが、厚生労働省のホームページを見ますと、24年度までの主要目標設定を30%ということで指導しているということでありましたが、幸田町の場合のこの

使用割合というか、利用割合というか、そういうものが把握できるのかどうか、それすらわかりませんが、もし把握できるのであれば、何割か、何%かというものを確認して、そしてまた、今度はそれをどのぐらい目標設定にするのかという目標設定をして、その目標に近づくためにどういう努力をするのかという具体策を詰めて、それが実行できたとしたら国民健康保険の負担がどのぐらい減ってくるのか、医療費がどのぐらい減少してくるのかという試算ができるのかどうか、その辺の考え方とか、試算とか、目標設定とか。例えば、それを25年度において、もしそういうものをどんどん実現していけば健康保険税も下げていける可能性があるとか、そのような長期的な試算、展望などがされているのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 後発医薬品の使用の状況でございますが、平成23年の3月調剤分で22.1%というような数字が出ております。23年度年間を通した数値は出しておりません。なお、24年の7月の調剤分では27.4%というような数字が出ているわけでございます。

使用の促進でございますが、後発医薬品の希望カード付きのリーフレット、これを23年の7月には納税書に同封。また、本年8月には保険証に同封して全世帯に配付をいたしました。

また、本年度中に先発医薬品との差額、どのぐらい差額があるかということで、その通知を差額の大きい方に限定的に実施し、さらに利用促進を図っていく予定であります。

使用の選択についてはあくまでも被保険者の判断によるものでございますので、町といたしましては目標数値は特に定めておりません。また、医療機関においても患者さんに後発医薬品の紹介をし使用促進を図っているわけで、医療費の削減に今後も努めてまいっている所存でございます。

どのぐらい減るのかというような試算は、現段階では出しておりません。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 平成23年度につきましては、国保税の大幅な引き上げを行った年でございます。その中で所得割の引き上げと、それから、法定限度額いっぱいの課税ということによって6,000万円の増収を図るということが当初予算でも説明をされてまいりました。一方、その不足分を増収だけでは賄えないとして、一般会計からの繰り入れも図ったわけでございます。しかしながら、その予算を見ても、予算減額に対して、決算額では4,600万円の増収ということになっております。ということは、これは、本来当初予算で説明をしてきたこの見込み、予算の立て方、それがどうだったのかということでございますけれども、この予算に当たっての見込みが住民負担によって賄われてきたということは紛れもない事実でありますけれども、しかしながら、こうした立て方がどうだったのか、正確に図れなかったということではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点について、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 予算を立てる段階では、国保税の引き上げ分は当然見込んであるわけですが、収納率等につきましては、前年度並みというような数字を計上ということになっておりますので、本年度につきましては収納率が上がった状況でございますので、当然、そういう数値につきましては差額が出てくるということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長もこの国保税の予算説明の折には県下の平均に合わせたいということで、一般会計からの繰り入れの引き上げを行ってきたわけでありましてけれども、しかしながら、この県下54の市町の平均状況を見ますと、幸田町の国保税は高いランクに位置するわけでございます。

一方、繰り入れにいたしましても、県下平均と言いながらも、さらにこの繰り入れが他市町よりも低かったということにもなってきております。そうした関係からすれば、やはり今回の決算における引き上げを見ると、住民負担が強められてきたということにならざるを得ないわけでありましてけれども、その点についてはいかがかということになります。

また、国保税の滞納額、これは医療分、後期高齢分、介護分合わせて2億5,733万円にも上るわけでございます。こうした国保の滞納分が加入者に対しても圧迫をしているという、こういうことにもつながるわけでございます。そうした点から、滞納についても、これはやはり真剣に考えて対策も打たれているとは思いますが、どうしていくのかということでございます。やはり、高い国保税が滞納を生み出す要因にもなってくるわけでありまして。こうしたことを抜本的に解決していかなければならない状況ではなかろうかというふうに思いますが、その点についてどうかという点でございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 一般会計からの法定外繰入金を23年度は前年に比べて5,000万円アップというような大きい金額を繰り入れたわけでございます。今後もこの繰入金額というのは、現時点で県下の平均でございますので、この繰入金については、この水準を保っていきたいと考えているわけでございます。滞納分、これをどうしていくかということでございますが、これは税務課徴収サイドとの連携もあるわけですが、当然、払えない方の状況を見まして、その都度、状況に応じて執行停止、不納欠損で対応ということで、明らかにそのような状況があれば、そのように対応していく必要があると考えております。

納税相談につきましては、当然、こちらが税務課と連携をとりまして、税務課のサイドに見えた町民の方につきましては、こちらが一緒になって分納の相談に応じて、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高い国保税については何度も議会の中でも取り上げながら行ってきておりますけれども、しかしながら、幸田町の国保税が高いということは、この資料からも明らかであります。また、同時に、こうした高い国保税になったそもそもの原因は、これは国庫負担の削減にあるわけでありまして、自治体だけの独自の施策ではなか

なか対応できない問題もあるというふうには思うわけではありますが、しかしながら国税につきましては事業主負担もない、そういう中で、やはりこれは一般会計からの繰り入れもさらにふやして、そして、国保税の引き下げという形を施策としてとっていくべきではなかろうかというふうに思うわけがあります。

そうした一つの方法として、子供に対してもかけられる均等割、これをなくして、そして引き下げをしていく、こうしたことも政策の一つではなかろうかというふうに思うわけではありますが、その点についてもまたお答えがいただきたいというふうに思います。

それから、この一般会計からの繰り入れにつきましても、そうしたことを充当しながら引き下げを図っていくという、そういう一つの施策についてお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 子供さんに対する均等割の件でございますが、これにつきましては、検討課題と考えておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

一般からの財政支援、繰入金につきましては、先ほど申しましたように、現行の水準は確保していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資料は、愛知県の国民健康保険団体連合会の平成23年度の事業調査によるものでございます。これは、県下のどの自治体でも、この状況が明らかになるわけでありまして、こういうことから、この決算審査を通して各自治体でも、高過ぎる国保税のその一つの対応として一般会計からの繰り入れというものは、これはどこの自治体でも問題になってくるかというふうに思うわけがあります。毎回、この問題も提案をしながら、そして、ようやく平成23年度は一般会計からの繰り入れをふやしてきたと。それは県下平均並みにというようなことで実現をしてきたわけでありまして、しかしながら、今回のこの資料を見ますと、また、幸田町の場合でも、全体的に見ますと、もう少し引き上げを図っていく、そうした水準に立てる実態ではなかろうかというふうに思うわけがあります。そうした点で、この滞納状況を見ながらも、そういう解決策に向けてやっていくべきではなかろうかというふうに思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 全体の予算の状況を見まして、何とか現行水準維持ということで来年度、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保税の滞納世帯数、また、所得階層別世帯数、人数等の資料の要求をいたしまして提出をしていただきました。この資料を見る限りでも明らかなように、この滞納の世帯の状況を見ますと、保険税の20万円未満が大半を占めているわけがありますよね。こうした低所得者層における滞納が大きくなってきている。これはひとえに、国保税の所得階層に占める割合は低所得者ほど保険税負担が高くなってきている。

これでは、もう国保税を払ったら生活すらできない実態がここに示されているというふうに思うわけであります。そうした状況の中から、やはりこれは、一つには国保税の持つ課税負担割合、これが大きな原因であるというふうに思うわけであります。

そうした点からすれば、先ほどの伊藤議員からもありましたように、やはり減免につきましては、いろいろな減免状況があるわけであります。そうした幸田町の減免状況から見れば、もっと充実をさせていく必要があるのではないかというふうに思うわけでありますが、この滞納世帯状況から見て、該当する世帯というのはどのくらいあるかということであります。この点については、どのくらいあると見込んでおられるのか、お答えがいただきたいというふうに思います。また、その対応についてはどうしていくのかということであります。先ほどは個別通知ということも言われましたけれども、取り立てのみならず、そういう状況をつくりながら、解決をしていく手だてを図っていく必要があるのではなからうかと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 減免の制度の中で、やはり、御指摘のように、20万円未満の方が圧倒的な数値を示しております。9割程度の方がここに入っているというような状況でございます。

制度の拡充につきましては、先ほどお答えしたとおりで、近隣の状況も見ながら、今後、検討をしてみたいと考えております。

その対象の人数がどのくらいかということについては、現時点で把握は行っておりません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この世帯数については出していただきましたが、この世帯数における保険税20万円未満、これは総額がどのくらいになるのかということでございます。滞納額が2億5,733万円になっておりますけれども、例えば、保険税応益割のみの140世帯は幾ら滞納額があるのかとか、そういう区分による総額というのは出ているかというふうに思いますが、それをまた決算特別委員会でも結構ですが、出していただきたいというふうに思いますが、出せるかどうかということであります。

それから、先ほどは不納欠損を通して税務課と連携をして対応していきたいということでもありますけれども、この不納欠損というのは、これは年数があるわけですよね。それは何年でしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 金額につきましては、担当と調整を行いまして決算特別委員会のほうへ出せるかどうか、出せるべき場合は出していきたいと考えております。

不納欠損につきましては、知ってから期限があるわけでございますが、詳しい細かいことは現在把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 不納欠損について把握しておられなかったら、どうやって不納欠損をやるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（伊藤光幸君） 不納欠損の内容につきましては、税務サイドで把握しておりますので、こちらのサイドでは詳しい資料を持っておりませんので、お答えは控えさせていただきます。
- 議長（池田久男君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 不納欠損を処理する場合の年数というのがありますよね。その年数については、何年で処理をされますか。
- 議長（池田久男君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（伊藤光幸君） この場所では資料を持っておりません。これにつきましても、当然、税の基準にのっとって執行停止、また、不納欠損ということになりますので、私の段階ではお答えを控えさせていただきます。
- 議長（池田久男君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） 今回の不納欠損が医療分では1,165万5,000円、それから、後期高齢分で302万3,000円、介護分で145万1,000円ということで出されてきているわけでありませうけれども、しかしながら、やはり安易に不納欠損という形で住民が本来納めなければならないものがこういう処理をされていく状況というのはまことに残念でありますし、なかなかこうした対応をしたくないというのは、これは事実でもありますけれども、制度によって救われるならば、制度を住民のために十分運用していく、そういう制度もきちんと対応を進めていかなければならないというふうに思います。そうした点で、また再度、特別委員会で触れていきたいというふうに思いますが、きちんと答えられるようにしていただきたいと思います。
- 議長（池田久男君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（伊藤光幸君） より詳しい内容については、決算特別委員会のほうでお答えしてまいりたいと思います。
- 議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。
ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時58分

- 議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。
次に、認定議案第4号の質疑を行います。
13番、丸山千代子君の質疑を許します。
13番、丸山千代子君。
- 13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療の保険料の滞納状況についてお伺いをいたします。
今回の滞納でございますけれども、普通徴収における滞納があるわけでありまして、現年分と滞納繰越分を合わせて92万6,000円でございますが、この滞納状況について、どのように現在対応されているかということと、それから、悪質な滞納ということになれば、これはペナルティーがかけられるわけでありまして、非常に問題になってきているわけでありまして、幸田町の状況では、現在、何人が滞納をされているか、お答えが

いただきたいというふうに思います。

そして、肺炎球菌ワクチンの県下の助成状況を出していただきました。その中で、54市町村の中で実施が37市町村、そして、検討中が7市町村ということでありまして、44の自治体。未定となっているのが10の自治体でございまして、うち西三河管内が9でございまして、この未定の中に知立市を除いたほとんどの西三河市町が入っているわけでありまして、こういうことから、いかにとりおけている状況であるかがわかるわけでありまして、せつかく広域連合からの助成が受けられる肺炎球菌ワクチンの接種助成について取り組むべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点について、お答えいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 滞納の状況でございまして、滞納者数が16名。これにつきましては、前年度と同じ人数でございまして、

対応でございまして、その都度訪問して徴収を行っているわけではございますが、それでも応じていただけない場合は差し押さえを行った案件も2件あるような状況でございまして、

肺炎球菌ワクチンの状況でございまして、御指摘のように、西三河の市の状況は当面未定というような状況でございまして、幸田町も同じ状況でございまして、これにつきましては、本年度の状況を見まして、近隣の状況も勘案しまして、来年度、どのようにしていくか、今後検討していきたいと考えております。

以上でございまして、

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 16人の滞納者のうちに差し押さえを2件されたということではございますけれども、これはどのような差し押さえ内容かお聞かせいただきたいということと、それから、この1年以上の滞納があればペナルティーがかけられるわけでありまして、そうした状況について説明をいただきたいということと、肺炎球菌ワクチンでございまして、あと10市町が未定ということになっておりまして、そのうちの9自治体が西三河ということでありまして、この肺炎球菌ワクチンの助成についていえば、こうした状況を見ながら、来年度には反映をされる自治体をもっとふえるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、おくれることなく来年度実施に向けて予算に反映させていくべきではなかろうかというふうに思います、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

また、高齢者の死亡の一番大きなものが、この肺炎でございまして、そうした点からすれば、いわゆる通常のインフルエンザワクチンとあわせて、この肺炎球菌ワクチンを接種することによって症状を軽くすることができるということにもつながりますので、そうした点で取り組みを求めるものであります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 差し押さえの状況でございまして、滞納額25万800円でございまして、このうち換価を行った分が1万2,740円でございまして、これは24年度になってから処理を行っております。

あと、肺炎球菌ワクチンの対応でございますが、これについては、近隣の市と十分連絡調整を図りまして、おくれることなく来年度対応ということで考えております。

なお、滞納者のペナルティーでございますが、現在、資格証の発行はございませんが、短期の保険証を6カ月1名、1カ月5名の方にお出ししております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 肺炎球菌ワクチン助成については、おくれることなく来年度対応ということで答弁をいただきましたが、それで間違いはないですね。来年度実施の予定ということで理解してよろしいかどうか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 近隣の状況を見ましてでございますので、あくまでも近隣の状況を考えて対応ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います。

まず、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 23年度の関係からいけば、介護保険の第4期目の最終年度ですよ。2009年から2011年、つまり、21年から22年、23年と、この3年間で第4期目ということで、第4期目に入って認定基準が変わりましたよね。そういうことで、結局、非該当と。要介護を今までされていた人たちが、4期目のスタートの21年4月から9月までの関係から、10月から要介護認定の基準が変わりました。いわゆる非該当という切り捨てが進められてきた。最終年度の最終仕上げというような状況が決算の成果の説明書という形に出ているのだなというふうに私は見るわけですが、いわゆる前年度対比で97人減ったと。つまり89.6%の水準まで認定の関係が落ち込んできたというところの要因の関係はどういうふうに見ておられるのか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 第4期、平成21年度からでございますが、御指摘のように、介護認定の基準が変わりまして、今まで重かった方でも軽く受けるような傾向が出たことは、これは事実でございます。

今回の人数の状況でございますが、837人というような状況、前年と比べてかなり減った状況でございますが、これにつきましては、あくまでも審査会にかけて認定を出した件数の総計を延べ人数として掲載してあるわけございまして、これにつきましては、実人数ではございません。当然、認定期間の関係で年度内に2回、審査を受けられる方もみえるわけございまして、実人数といたしましては、前年度、22年と比べまして40人ほどふえているわけでございます。

要因につきましては、当然、認定期間が最高で2年まで延びたような状況もございませぬ。当然、その有効期間の周期の重なり状況によりまして、多い年、少ない年が出てくるような状況が現実に出ております。それに加えまして、24年の3月からは区分変更申請、更新申請に係る有効期間、これが6カ月から12カ月まで延長というようなことも可

能になったわけでございまして、年間のこの認定件数を減少させるような要因となっていることが考えられます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この第4期目の介護保険制度の特徴的な問題は、利用者をどれだけ削減をするのかと、こういうことで4期目が取り組まれたという形の中で、結局、1次判定、2次判定とかあるわけですが、1次判定を行う場合、コンピューターで判定するわけです。そのコンピューターの中の項目で、寝たきりでも自立というような形でコンピューターのソフトがつくられてきたということで、結局、要介護認定の見直しは制度を発足して早々に切り換えられたわけでしょう。そういう形で、結局、軽度者の割合がどんどん、どんどんふえてきた。ということは、結局、認定者を切り捨てていく、こういう手法の中で、この3期目の最終年度の成果表の中にもあらわれているというふうに言えるわけです。

要は、この4期目の中は、給付費をどれだけ引き下げるのかと、こういうことですよ。ですから、要支援1と2というのが新たに加えられた。昔は要支援1しかなかった。それが要支援1・2という形で細分化をされる。細分化されたことによってどういう状況が生まれたのか。今まで要介護1あるいは2の人たちが、このコンピューターによる判定で要支援1あるいは要支援2に、介護から支援のほうに移行する、こういう仕組みがつくられた形の中で運営をされてきた最終年度の成果だというふうにわかるわけですが、要は、要介護という入り口の段階で切り捨てていってしまう。そういうのは、この決算の中を通して、どのような状況で運用、あるいは実態として認定作業を進められてきたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 御指摘のように、第4期の審査基準の中では、寝たきりの方でも軽く出るような傾向がございました。やれるかどうかというふうなことではなく、必要かどうか、やっているかどうかというようなことが審査の項目になったわけでございまして、それは、明らかに国の考えによりまして、全体の事業費を抑えるというようなことも当然国の制度改正の一つの要因になっているかと考えられます。

町につきましては、その内容、これは全国統一でございますので、それに基づいて行っているわけでございまして、第3期と第4期の状況では、当然、非該当者も多く出るような状況も出ているわけでございます。

ただし、この3年間で再度の年度が明確に軽いほうの方が多くなったというような状況はございませんので、その3年間の中では安定したそれぞれの介護度の割合の人数が出ていると考えられます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、第4期目は、介護保険制度が安定的に運営できるような仕組みがつくられてきたから、その中で運営してきましたよと、こういうことですよ。

そうしますと、では、3期目と4期目の違いは何なのかといったのは、先ほど申し上げた、要支援を細分化する、細分化したことによって要介護の人間をどんどん、どんどんそちらに吸い上げていく。要支援のほうに移し変えていくという中で、これは厚生労

働省自身も言っているように、結局、この第4期の中で言われてきたのは、介護保険制度、将来にわたって持続可能な制度とするために、負担の増加または給付の削減が必要ですよ。大義名分は介護保険制度を将来にわたって持続可能にするためには、負担をふやして給付を削減するというものですから、先ほども部長が答弁されたように、寝たきりの人を自立に認定していく、そのことによって介護の給付を削減する、もう少し言い方を変えれば、寝たきりの人は寝たきりにさせておくと。寝たきりにさせておいて、介護保険も使えなくなるような仕組みに変えてきたのが、この4期目の最大の問題ということだと思っております。

それが今回の決算の中で、イコール認定の関係が90%を割り込むような水準まで落ち込みましたよということにはならないであろうと。しかし、この中で言われてきたのは、在宅介護と。施設介護から在宅へという形で一斉にだあっと進められてくる。特別養護老人ホームをつくらずに、そこからみんな待機者が何人という中で、介護保険の対象から特別養護老人ホームではない民間の老人施設がどんどん、どんどんつくられてきて、介護市場というものがつくられていく。その中に入れる人はまだしも、入れない人は在宅だという形で推し進められてきた。その結果の問題として、この新しい基準というのは第4期目を指した新基準を言っているわけですが、4期目の新基準は、そういう状況にあったということが見えるわけですが、担当部長としてはどのような見方をされるのか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 確かに施設に入りたくても入ることができないよう状況は出ているわけでございます。個々の介護度の状況を見ますと、確かに制度の切りかえのときには目立った軽いほうへ移るような状況も若干あったわけでございますが、この3年間の中で、かなり安定してきた状況で、その介護度ごとの人数につきましても、第3期の割合と比べても、それほど目立った、明らかにここは多くなったとか、そういうような状況は発生していないような状況と考えておまして、かなり制度として安定してきたかなと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 介護職員処遇改善交付金というものが廃止をされました。これは、3年間にわたって介護に従事する職員の処遇を改善するという点で出されてきたものでございますけれども、ところが、この廃止をすることによって、今度は利用料として負担をしなければならなくなったということでございますが、この影響、それはどうかということでございますけれども、それについてお聞きしたいというふうに思います。

次に、介護保険料の減免です。この影響分が115人で、101万3,000円でございますけれども、割合的に見れば1.7%にしかなっていない状況であります。また同時に、利用料の負担軽減、これは69万3,000円でございます。ですから、合わせても170万円にしか満たない減免額であります。ですから、この減免対象が非常に狭められているというか、せめて第2段階、第3段階までも対象とすべきではなかろうかというふうに思うわけで

ありまして、この減免対象の拡大をする考えについて伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 介護保険第4期の中では、介護に従事する職員の処遇改善、これは給与面でございますが、行う場合は、一定条件のもとに職員1名当たり月1万5,000円、これを事業所に直接交付、これは町を通しておりませんが、事業所へ直接交付していたわけでございますが、これがなくなったことによりまして、第5期では介護報酬の改定の中で処遇改善加算、これが創設されたということでございますので、処遇改善を行う場合は、その加算が介護報酬に上乘せされるわけでございますので、当然、利用者負担としてはその1割ということになりますので、利用者負担は上がるような状況が発生しているわけでございます。

減免につきまして、拡大というお話でございますが、減免制度につきましては、平成21年度に対象者の拡大を目指して条件緩和を行ったわけでございます。さらに、また第5期、ことしの4月からでございますが、第5期におきましては、介護保険料の保険料率、これが第1段階、第2段階、0.5から0.45に軽減というようなことになっております。また、さらに旧の第3段階につきましては、これを細分化いたしまして、保険料率が0.75だったものを0.7、新第3段階を設けるといようなことにしております。ですので、低所得者層の方の軽減につきましては、このような保険料の料率の面でも行っておりますので、現在のところ、減免の拡充は考えておりません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、平成24年度についていえば、介護職員の処遇改善交付金が廃止をされ、3年度限りで行ってきた事業を廃止し、それが利用料負担に組み込まれてきたということございまして、そうした点からすれば、これは利用料にアップされるわけでありまして、負担をしなければならぬということでありまして、そうした点からいたしましても、低所得階層の方たちは、利用したくても1割負担がある。1割負担があるからなかなか利用ができないという、こういう実態もあるわけでございます。この減免措置からもそうした状況が見られるわけでありまして、もう少し、この対象拡大ということを考えていかなければならない。先ほどは、この介護保険料の所得段階別、これは第4期の所得段階でございまして、第5期はこれがさらに細分化されて、先ほど言われたように、0.5を0.45に引き下げてきたということをおっしゃいましたが、しかしながら、これは保険料も引き上げられたわけでありまして、それが、その低所得者に少しでも負担にならない、そういう政策の中で取り組まれたことでありまして、第4期から第5期に移行した時点での負担というものについていえば、これは、住民負担はかけられてきたわけでありまして、ですから、そうした点からすれば、保険料や利用料の減免制度を拡大するという、そういう対象拡大をしていくためにも枠を広げる必要があるというふうに思うわけでありまして、そういう中で、この旧介護保険料の段階でいえば、せめて第2段階、この部分でも対象を広げるという、こういうふうにしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点については、なかなか対象が拡大をされないという実態がございまして、その点で取り組みを進めていくべきではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、この決算でも明らかなように、先ほどもありましたが、認定審査結果で非該当が多いわけであります。この非該当になった方のフォロー体制、これについてはどのようにしているかということでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 減免制度につきましては、実績でいいますと、22年度に比べまして減免認定が18名増加しているような状況もございます。今後につきましても、対象者の把握、個別に通知を行っておりますので、この申請漏れがないように、今後も努めてまいりたいと考えております。

非該当の方のフォローでございますが、これにつきましては、現在、非該当になった方につきましては、老人福祉センターで行っております高齢者生きがいデイサービスの利用案内を同封いたしまして、窓口で相談があった場合は地域包括支援センター、または在宅介護支援センターを紹介いたしまして、より専門的な相談を受けていただいているような状況でございます。さらに、今後は紹介の項目をふやすことも検討しております。シルバー人材センターで今年度から始まりました生活支援隊によるワンコインサービス、また、生き生きサロン、げんきかいなどの紹介等で行っております福祉のヘルパー制度の紹介等も同時に行っていくことを考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この認定審査会でございますけれども、この認定審査の1人当たりの判定にかかる時間数でございますけれども、これは何分ほどでしょうかということでございます。やはり、こうした審査会にかけられる申請に対して、非常に時間が短いということで非該当になる件もあるということはなかろうかということでございますが、その点についてはいかがかということでもあります。

また、この漏れた方たちのフォローをそれぞれ言っていただきましたけれども、現在、老人福祉センターで行っている生きがいデイサービス、これが非常に手狭で、人数もふえてきておりますので、そうした点での改善も、これはしていかなければならない。これは別のところで申しますけれども、やはり、この認定業務に当たっては、非常に要支援などからも漏れる方たちも出てきている状況の中で、そうしたフォロー体制をしっかりしていかなければ介護も受けられないというふうにもなってまいりますので、そうした点での充実も必要ではなかろうかというふうに思いますが、その点はいかがかという点でございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 1件当たりの判定に要する時間でございますが、これは、その内容によってそれぞれ違うわけございまして、比較的状況が安定している方については、当然短いわけございまして、それぞれのケースによってそれぞれ違うということで御判断いただきたいと思っております。

生きがいデイサービスでございますが、最近、利用者の方もふえているような状況でございますので、その場所等も含めて、今後、そういう検討する必要が出てくるのかなと考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

- 14番（伊藤宗次君） 駅前区画整理事業。この決算年度では事業費としては4億8,586万円、対前年度で115.3%増という形の中で事業が進められて、そして、華々しく幸田駅前銀座という形で昭和87年4月29日にオープンをいたしました。それはまちづくりを進めていく事業主体である幸田町が、その基盤をつくったと。その基盤の上に駅前銀座という商店街ができてきたよという点からいけば、一面は住民の側からすれば、表裏一体の関係という形で町民はとらえている。そうしたときに、では、駅前銀座に来町されている、あるいは来店、来場されている人たちの声というのは、あなた方はあなた方でつかんでいるわけですね。その声に対して、事業主体であるこの区画整理事業の事業主体である幸田町がどう対応したのか。まちづくりは、これは地元のまちづくり関係の人たちの問題であって、私たちはその基盤をつくりましたと。その基盤の上で、どんな事業を進められて、住民の評価がどうであろうかは我は関せずですよと、こういう姿勢であるというふうに私は見ているわけですが、そこら辺はどういう感覚でこれまでこの事業を進めてきた側として見ておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

- 建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前地区でございますが、議員言われますように、当初から土地区画整理事業によって都市基盤の整備を町が行う。そして、民間によって、共同化事業により駅前の中心市街地の活性化を図るという大きな目的がありました。特に、駅前事業については、単なる家の建てかえ事業で52億3,000万円も使っていいのかというようなこと、それから、共同化事業がなければ事業は凍結するという方針が議会の総合開発協議会の中でも出されました。

そのような中で、権利者の方のアンケートをとり、理解を求めて現在の事業に至ってございます。ですから、社会基盤という都市基盤の整備と共同化事業は一体的にすること、我関知せずということではなく、当然、その共同化の地域を区画整理事業によって編み出している。特に、申し入れ換地というのですが、皆さんに、商業集積区へ来ていただけませんかというような形で換地作業を平成21年度に終了して、現在、Aブロックでは商業地域として、Bブロックとしては高度利用区域として進める形になっています。ですから、その権利者も、まさに共同化の中の会員にもなってみえますので、土地区画整理事業の権利者とも同じということですので、今後、かかわり合いも深く、引き続き進めていくというような状況でございます。決して店に訪れた人の声を無視するというのではなく、いろいろ声も出ていますし、現実に広報7月号の中の方も、枕木というのか、板の張りはいいけれどもベビーカー等では歩きにくいというような声も実は広報の中にも掲載してあるということは承知しています。ですから、あくまで共同化事業、民間で今、計画をされたのですが、そういう中で、町としては来場される方が安全で買い物できるように、指導というか、町からもお願いをしながら一体で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 役所の感覚でいけば、先ほども申し上げましたように、役所は基盤整備、土地をあちらこちらなぶって整備しただけだ、これが私たちの、私たちのいうか、行政の感覚。その上にどういうものをつくるとか、つくらないかは共同化の皆さんが考えたことであって、私どもはそんなものは関知しておりませんよと、こういう基本的な対応だと。だけれども、住民の皆さんは、幸田の顔である幸田駅前の玄関先でそういう事業が進められてくれば、幸田町が一体となって進めている事業だというふうな見方をするのは当たり前ですよ。言いわけ三昧しようとどうしようと、来場者がオープン以降ふえておりますか。どういうふうに見ておりますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前銀座の来場者ということでございますが、一応共同化組合で当然運営をしています。現実には、今、4店舗が入って経営をしているわけですが、やはり今までの駐車場の問題もありますし、それから、店舗が町でなじまないという点もございまして、若干、率直なところ減少傾向にはあるというふうに思っていますが、そこら辺はやはり共同化組合というか、幸田駅前銀座の店舗によって活力を見出さいただき、まず、集客を集めるというのが大前提というふうに思っています。かといって町が一切何も応援をしないというわけではございません。実は、今月ですけれども、9月29日には幸コンという、幸田町の商工会青年部が主催で募集人員が男女50名ずつ、約100名があそこの幸田駅前銀座に集まってイベントを行うというようなことも今、企画をしてみえます。

それから、9月15日の土曜日にはモノマルシェ、言葉がなじまないですが、食の市場ということで、魚とか、お菓子とか、野菜とか、そういう市場を含めたイベントを開催して、集客を集め、かつ、まずは幸田駅前銀座を知っていただくというようなことで努力をしてみえと。そういうイベントについても町の産業振興課、それから都市計画課も含めて、同じように会議にも出て調整をしているという状況でございますので、一体的に今後も、なるべく集客がふえるように努力していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、街コンをやったり、イベントをやったり食の市場をやる、そのこと自身をどうのこうのということはないのです。要は、その駅前銀座が安全に配慮された環境づくりであるかどうか、こういうことなのです。それは、通告もしてありますが、あなた方でいけば広報の7月号、ここで見開きの裏表の4ページを使って大キャンペーンを張ったわけです。問題なのは、こういうものをやるということを広報で使うなどということはおかしいわけです。しかし、その中で来場の声で、「地面が板張りなのはおもしろいですが、少し段差があるので、車いすだと少し不便かなと。何か改善があるといいですね」と。極めて控え目だけれども、こういうところに問題がありますよという指摘があったときに、あなた方は広報を使ってやっているわけですから、住民の声を集めて広報でお知らせして、このような声がありますよというだけの紹介で終わっているのかどうなのか。なぜ手を打たないのか。

こういう人たちがこの人たちだけの思いではなくて、皆さんの思いを代表して、

「もうあそこへは二度と行きたくない。街コンがあろうかと、食の市場があろうと、そういうことは関係ない。あんな危ないところには行きたく」と。おばあさん、杖で歩いていたら、杖を間に挟まれて転びそうになって、「あんな思いして、あそこに行ったら骨折してしまう」と。ベビーカーで行ったら、前輪がころんと入って、子供が落ちないかなと。おばあさんで行ったら、「あんなところは二度と行きたく。早く死にたくないから」と。こういう声が、その人たちだけではないのです、周辺にさっと広がっていくから、だんだん、だんだん来場者が減ってくる。その上で、8月じゅうにはグランドオープンをしますよと。「グランドオープンをいつやるのだ」と言ったら、「8月じゅうには行きます」と。結果的にはやらなかった。ここでもガセネタを張ってやっている。そういうふうにも言われても仕方がない。仕方がないときに、いろいろな問題点が行政のほうに指摘をされる。指摘をされたときに、基本的に環境整備を進めてくださいよという声に向き合ってなぜやってこないのか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 広報の7月号に掲載してある声については、承知をしています。そういう内容も含め、買い物の方の声もお聞きしていきまして、それについては共同化組合とか、それに伴うコンサルに伝えはしましたが、やはり工事の対応案をどうするかとか、現在の資金のやり繰りなどから定まらないということで、現在は改善に至らない状況になっています。今後、その当時には8月中には2店舗もほぼ決まらだろうという予定をしていましたが、やはり、今のこの経済状況の中で、この4月から7月の幸田駅前銀座の状況を見たりして、店舗のテナントが二つ来るという可能性が少なくなっている状況でございまして、オープンにこぎ着けなかったという実態でございます。

しかしながら、来場される方の安全という点では、工事の対応をすべきではないかということは共同化組合の方も思ってみえます。何しろ4月にできて、枕木を並べたり、埋め戻しで砂を埋めてということ、養生とか布設の内容でも若干経費のかからない工事で対応できるかなということもあります。グランドオープンを機会ということでしたが、一回、町も工法について詳細に検討しながら、全面的な改修というわけにはいきません。というのは、やはり、あの中庭の中の枕木も一つ、ほかの方は結構魅力ある町だなという方もみえます。そういう点では両方の意見も兼ねた内容を含んで改善できる方策を練っていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長も言われましたように、52億3,000万円。これだけの費用を投入して2.9ヘクタールの整備を進めていく。これが駅前区画整理事業の大きな概要と。こうして整備されたときに、住民の皆さんが安全で安心して歩けるようなまちづくりというのは、これは避けて通れないです。そうしたときに、今、あなたも言われたように、共同化組合の何人かの人にお聞きして、あの問題、いわゆる枕木の問題をお話ししました。「共同化組合の中でも私もコンサルに言った。しかし、コンサルは、駅の名前は忘れてしまったのですが」と言われたのですが、「ほかの県のほうで駅前に枕木を使った商店街が活況を呈している。あれは絶対いいというもので幸田の駅前にコピー商品を持ってきた形の中で枕木が使われた」と。幾ら物を言っても、そのコンサルは、「我は絶

対なり。我は全知全能なり」と凝り固まって言うことを聞かない。あのようなことをやっていると、コンサルが町をつくっていくのではないのだと。そこで組織している共同化の皆さんが、たまたま石黒とコンサルを使い、連空間というところも使ってまちづくりを進めようといったときに、「私の意見が絶対だから。ほかの市町のコピーをやれば成功するのだ」という感覚でやられたところに一番の問題がある。

今、Aブロックだ、次はBブロックだと。そういう中でどういうまちづくりが進められていくかという点でいきますと、共同化に参画している役員の人たちは、「これで懲りたので、大津屋側はもう少しみんなの意見をまとめて、きちんと物が言えるようにしていかないと、52億3,000万円かどうか知らないけれども、そんなものはどぶに捨てるような金ですね」と、こういう評価、意見が出てくるわけ。その辺はきちんと。結局、枕木はいいという人もいるわけです。いるからこそやっているわけなので、総スカンを食ったら、それはそうそうやめますよ。だから、依拠するのか。一番大事なのは、来場者が安全・安心で来られる環境をどうつくっていくのか、そこで知恵を出すのかどうなのかということなのです。広報まで使ってやる、街コンも広報まで使ってやる。そこらじゅうにビラがびらびら張ってある。そのこと自身ではないけれども、そういう呼び込みを図る、その基盤に安全性が配慮されていなかったらいかなるものなのでしょうかという問題提起であります。

したがって私は、行政の側として、コンサルと連空間にきちんとした対処を求めていくべきだと。全知全能などという人はいない。イエス・キリストは言いました、「我は全知全能なり」と。そういう感覚で物事を進めていければ今後に大きな問題を残しますよということを機会に、これはいい機会です、広報も使って大宣伝をやって、「課金」だと言って、きちんとくるような駐車場がやって、今はがらがらです。B駐車場などはどうなりましたか。A駐車場もせいぜい二、三台。何のためにやったのかというのが出てくるわけなので、そういうことも含めて、やはり環境を安全第一でやって、来場者が、「もう一回行きたいな。いい店もあるな」と。店が悪いのではないのです。みんな、いい店だと言っているのですよ。私も二、三回行きました。決して悪いものではない、いいものだ。行きたい気持ちを起こさせるようなまちづくりをしていくのもあなた方の仕事でしょう。コンサルや連空間の問題ではない。どう対処されますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田駅前銀座ですが、4月29日にオープンしたということで、もちろん、今の時期に、こういう区画整理事業の中で駅前にこのように4店舗が集客できた事業というのは、県下でも非常に珍しい状況でございます。というのは、昨年7月には、もう本当にできないのではないかとというぐらいの状況に陥っていた中で今があるということですので、そういう点を考えれば、このコンサルの考えがあって4月29日にオープンできたのではないかなと。ただ、枕木の安全面等ではそういう意見も出されますが、総体的には、まず4月29日にオープンした点が一つ大きな成果だというふうに思います。

今後、この数カ月過ぎた中で利用客が少ないということですが、これは何しろあけてみないとわからない状況が多々あると思います。そういう点で利用客をふやす工夫を共

同化の組合と、それから行政と、いろいろ知恵を絞り合って今後進めるというのが一番必要ではないかというふうに思いますし、それから、共同化のBブロックの方たちについても、常に打ち合わせをして、どういう形にするかということでは、会議は夜、重ねている状況でございます。これからも、そういう意見がきょう出されたということであれば、それを素直に共同化の会員の方に返して、どうしようという話で意見を交わして、できてよかったなというものをつくっていきたいというふうに思っていますので、町としても、A・Bブロック二つが成功するように支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 認定第8号議案でございますが、テーマは設備の老朽化対策ということでございます。

今回の決算報告によりまして、下水道の普及率が68.7%、地方債残高は41億円と、こういうことでもあります。68.7%が高い、低いという問題ではなくて、逆に言うと、普及していないのが31.3%ということですが、普及率をどんどん上げると環境はよくなるし、いろいろ便利な面がたくさん出てまいります。そういうものをどんどん進めていくということは、将来の維持管理費につけ、更新とか、そういうものに大きな負担がかかってくるということですが、今の68.7%という数字をこのままずっと横ばいでやっていくのか、まだ上げていくのか、それから、そうすると31.3%については、そういう浄化槽関係でどういうふうな対応をしていくのかということが一つ。

それから、設備がどのぐらいの状況になっているのかということは、決算書には公表されていないということですが、現状でどういう状況になって、将来こういう展望だと、そうするとこれぐらいの資金が要るであろう、それを何年間、10年かけて、20年かけてこのような方向で進んでいくと、こういうような形についての試算、それから計算、そういう対策を出しているのかどうか、その辺の質問であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、議員言われました未復旧の率31.3%は、単純に100%から下水道普及率68.7%を引かれた数字であるというふうに思いますが、これは、31.3%は下水道が普及していないということではなくて、本町の下水道は、平成24年4月現在が下水道事業、公共下水道ですが、普及率が68.7%、それから、調整区域が行う集落排水事業が普及率28.4%、それから、合併浄化処理槽による設置普及率が2.6%ということで、合計全町の普及率は99.7%、約100%ということで、全町的には普及率が100%で

整備済みという御理解でお願いしたい。県下でも100%というと名古屋、みよしと幸田町ということで、ほぼ最上位にあるということですので、よろしくお願ひしたいと。

今後、下水道というのは、普及率はそういうふうには100%近くに近づいていますが、やはり家庭の接続がされてこそ下水道の効果が出るということで、水洗化率の向上が今後は必要になってくるということで、それを求めて快適な生活環境づくりに努めていくというのが、今、下水道の課題とされています。

それから、設備の老朽化の状況でございますが、下水道事業、公共下水道ですが、南部処理分区、深溝のほうですが、昭和61年度に管渠の着手をいたしました。ですから、26年が今、経過をしてございます。それとあと中部処理分区、この役場周辺ですが、これについては、平成4年度に管渠に着手しましたので、20年近くたっています。管渠施設の国の補助をいただく改築する場合の耐用年数とか企業の改定での耐用年数というのが50年ですので、半分を超えた程度ということで、まだ、若干更新時期には至りません。しかしながら、やはり今後は長期的な修繕計画をつくって、今度は適正な維持を進めるというのが今、必要と考えてございます。

特に、維持補修については、下水道は日常的に使用するということで、災害の場合でもとめることができない施設でございます。そういう点からいきますと、適正な管理は常に必要、かつ事前の管理が必要と考えています。ですから、今後、台帳の整備をしながら管路の整備年度を整理して計画的に維持管理ができるように、今後はテレビカメラによる監視点検を進めていくと。これによって、管渠が破損をしていたり、そういうようなところを事前に発見して、漏水を防いでいくというような形を予定しています。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

まず、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 議案説明会という名の朗読会。この朗読会も省き省きの説明と朗読では何もならないわけです。まず、どこを省いて手間を抜いたのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 大変失礼いたしました。私のほうで今回の決算に付す書類の部分で、書式等が変わっているということにつきまして、あらかじめ御説明を申し上げるべきところでしたが、それをしなかったことをまずおわび申し上げます。

内容でございますけれども、これにつきましては第1次一括法、名称は長くございますが、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、昨年、地方公営企業法の一部改正がなされまして、この4

月から施行となりました。この改正の部分でございますが、利益の処分につきまして、法定積立金の積立義務が、今まで20分の1ということがございましたが、それが廃止となりまして、処分に当たっては議会の議決により処分ができるということになりましたので、これが特に大きな変わりでございます。

それに伴いまして、この認定の中に書かれております剰余金計算書、そして、剰余金処分計算書、この様式が地方公営企業法施行規則の示された様式、表に変わっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 全部手抜きですね。せめて決算書があるのだから、決算書で402ページ、403ページにかけまして、書式はこのようになりまして、その内容ぐらいきちんと言ってください。それが説明であって、朗読も手を抜いて省いてしまった、決算書にある書式の変ったのも、変わりましたでございますでは、それでは少しひどくないですかということですよ。

そういうことでいくなれば、まず、認定第9号の議題、つまり、議案名が平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、こういう議案名であります。前年はどうなっておりましたか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 昨年の22年度決算の部分につきましては、平成22年度幸田町水道事業会計決算認定についてでございます。この23年度の認定議案の件名につきましては、平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてでございます。先ほど遅くなりましたが御説明したとおりでございます。この議会におきまして利益の処分ができるということに基づきまして表題部も変わっております。大変失礼いたしました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 表題が変わったということは、根拠法の条文の内容も変わったということなのですよ。ですから、前年は地方公営企業法第30条第4項の規定によりと、こういうことだけでありました。この23年度決算は、地方公営企業法第32条第2項の規定によりということがつけ加わってきたわけですね。それについて、利益剰余処分という形でいけば、先ほど申し上げた決算書の中に、それをきちんと踏まえて、議会の議決を経なければなりませんよと、こういう内容だということで、そういう点でいけば、当局のほうに問題点がきちんと把握をされたいと思うけれども、議会のほうには手抜きの説明をされたということとあわせて、監査委員並びに監査事務局は控室でモニターを見ているだろうと思いますが、監査事務局に申し上げるわけですが、406ページ、ここに監査委員の意見書という形でお二方の監査委員の署名がございまして、そこいきますと、「平成23年度愛知県額田郡幸田町水道事業会計決算を審査するに正当の決算と認めます」と。このこと自体はいいわけです。これでいきますと、この認定9号の議案名と意見書の内容が、ここで言われた「水道事業会計決算を審査するに」という点からいくと、私は誤りだとは申しませんが、しかし、正確性に欠けるのではないですかとい

うことで、議案は、水道事業会計利益の処分及び決算認定、こういう形で議会の議決に付す。その議会の議決に付す内容を会計監査でやられて、「正当と認む」という意見書の表題の中で「水道事業会計決算を」というのは、少し足らず米があるのではないかというふうに思うわけですね。

町長が提案した議題名に即した内容で意見書が提出されてしかるべきであろうというふうに思います。今ここで、それをどうのこうのと言いませんが、監査事務局を含めて、意見書の表題の仕方として、議案名にふさわしいような意見書の内容であってしかるべきであろうなという意見を私は持ちます。これについて、ぜひ監査を含めて、内部で検討がいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 監査委員。

○監査委員（羽根渕保博君） 御指摘はごもっともだと考えますので、今後検討させていただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうふうにしたほうが整合性が図られるのではないかという思いでございますので、監査委員を含めた事務局で検討されるということでございますので、その内容は見てまいりたいと思います。

次に、成果説明書の224ページ、ここに業務という形で上段に表がございます。平成19年から23年度までの状況が出されております。そうした中で、有収率と負荷率と施設利用率、これは相互に関連をしてくる数値でなければならないと私は思っている。相関関係がありながら、施設の利用負荷率、いわゆる負荷率と施設利用率、それが有収率と相反するような動きがあるわけです。それはどういうふうに見ておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この業務実績におきます有収率以下施設利用率までの関係でございますけれども、まず有収率、これにつきましては、計算といたしましては、この表中にもございますが、年間の総有収水量、これを年間の総配水量で割りまして、23年度につきましては91.3%という結果を得てございます。

次に、負荷率でございますけれども、これは1日平均の配水量を1日最大の配水量で割り返し、結果、88.7%ということになってございます。残り施設利用率につきましては、1日平均の配水量を1日の配水能力で割り返したものでございまして、こちらは65.5%という結果になってございます。いずれも、これら三つの項目につきましては、数値が高いほうが効率性が高いということではございますけれども、まず有収率、これは施設の収益性の高さを示すものでございます。残り負荷率、そして、施設利用率、この2件につきましては、施設の使用の効率、どのようにうまく使われているか等を判断させていただく数値でございます。

そういうことから、この数値の推移についてどうだという御意見もあったわけですが、まず有収率、これにつきましては、この19年からの表を見てまいりますと、年々下がっているということでございます。一般的にも幾らかはあるわけですが、漏水的なもの等が例えばあるとしますと、この数値が下がってくるというこ

とでございます。そういう部分では、今のところ特にいきなり大きく数字的に下がってはございませんが、気をつけていかなければならないものだというふうに思っております。

それから、負荷率でございますけれども、これは、要するにたくさん使うとき、余り使われないとき、いわゆる変動の幅を示すものでございます。そういう部分から考えますと、安定的に上手に使われたほうがいいだろうという考え方をしております。そういう部分では、数字的にはより高いものがよいということでございます。

最後に、施設利用率でございますけれども、これも高いほうがいいわけですが、どれだけ、言葉は悪いですが、ロスといいますか、むだといいますか、要するに余裕があるということ等の部分も、言ってみれば言われるような利用のものを指してございます。必ずしも関連ではございませんけれども、それらのことがかわりございまして、この業務実績のうちを示す平均配水量等については、ただいまの2事項に関するものとなっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたことを含めていきますと、平成21年度、この関係で有収率、負荷率、施設利用率、そういうことを対比して23年度を見ますと、若干というよりも、施設の老朽化に伴って漏水が結構あるという意味ではないですか。私はそう見るわけですが、そういう関係から、この有収率、負荷率、施設利用率という点からいって、この数値から見えてくるのは、老朽化に伴う漏水というのが見えてくる、私はそう思うわけですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり、この有収率等の部分でございまして、数字が下がる、先ほども少し触れましたが、漏水等の部分で数字が下がるということ等が一般的に考えられます。本町の水道事業におきます管路も、既に年数を相当経ている部分等ございます。その後の社会環境も変わってまいりまして、管路の状況というものも幾分布設時と状況が変わっていること等も等もございまして。そういう部分も考え合わせますと、漏水も一定するのではないかと。そうしたときに一番多い現象でございまして、漏水が顕著に見られますのは、本管からの取り出しのサドルの部分。これのパッキン等がやはり経年硬化・劣化というような部分で特に出てくるのではないかと。しばらく前には、部分的ではございますが、この漏水の調査も行ったということも私も聞いております。

今後の展開、進みによっては、ただいま申し上げたような部分で、漏水対策を練るがために漏水の調査をするということ等も行うことも頭の中に入れておかなければいけないということも思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 施設の老朽化イコール漏水、これは一面やむを得ないというような構えでやっていただければ、非常に高い水を買っているの、その負担は住民のほうに回ってくるということです。メーターの公差というのは何%ですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 大変申しわけございません。承知しておりません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） メーターの公差は3%というふうに言われている。ですから、過去のデータからいくと、有収率が100%を超えた金額、それはメーターの誤差の範囲であって、それがいいとか悪いはなくて、公差というのは公に認められた誤差です。公に認められた誤差は、3%以内であればメーターの機器の鑑定は問題なしというところからとらえ方があります。そうしたことも含めて、老朽化が進めば進むほど、有収率は下がっていく、稼働率は上がっていく、負荷率は上がってくると。こういう関係の中で、今問われてきているのが南海トラフだというような形で、大地震があったときに、では、幸田町の水道における耐震化というのは一定進められてきてはおりますが、今の情勢の要請には少しもこたえていないのが現状だという点でいけば、一つは、施設が老朽化をする中で、大規模な改修が必要になってくる。大規模な改修にあわせて耐震化という点でいけば、これは長期にわたる事業計画、水道ビジョンをつくっていかねばいけません。つくってありますけれども。

そういう点で、今後、どういうふうな事業展開をするのか。一つは、有収率を上げていかねばいけません。80%の後半というのは、これは全国的にいけばかなり高い数字ですよ。85%前後が全国の有収率の水準という点からいけば、そういった点からいけば、この段階でも幸田町の有収率91%は高い。高いけれども、そこに安住するのではなくて、過去のデータから見ていくと年々下がってきますよ。下がってきていますよということは、施設の老朽化と漏水がだんだん表になってこないかなとしたときに、やはり水道ビジョンの中で定められているように、大規模改修、そして、耐震化というもののスピードをアップしていかないと追いつかないだろうなど。

そうしたときに、事業会計への負担というのはついでに回ってくるわけですが、少なくとも、この事業会計の資本投資にかかわる問題については、一般会計からの補てんというのは当然な会計なのです。独立採算性であって、そこでもうけた金で自分たちの設備投資で全部一切合財やれなどはとんでもない話です。では、幸田町が水道事業を張ったときにどこから出てきたのか。みんな一般会計から補てんしたわけですよ。補てんというよりも、出資をし、投資をするという形の中で老朽化が進んできたときに、一般会計からの支援、支出というのは当然だというふうに思うわけです。こういうこともあわせた形の中で、今後、どういうふうに展開をされていくのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり、さきの東日本大震災、それをさかのぼること阪神・淡路大震災、それらのことを実証的に見てまいりますと、やはり今日求められているのは、耐震的な安全という部門は確保していかなければならないということ、それは生活に最もかかわる水道水であるという使命でもあるというふうに思っております。

なお、そうしたところ、水道ビジョンというものを私どもも長期で持っておりますが、やはりそれを具体化するためには、ビジョンを具体化した耐震化の整備計画というものをつくっていききたいということで、現在取り組みつつあります。

それらをもとに、さきに行ってきております耐震化の工事、それに続きまして、さらなる耐震化の工事を行って、安全な施設を確保するように努めていきたいというふうに

思っております。

それから、もう一つ、水道の漏水防止の強化という部分につきましては、これは国の環境部の水道整備課長からの通知でございますが、先ほど申し上げました比率、この有収率の部分ですけれども、漏水防止対策といたしまして、「90%未満の事業にあつては、早急に90%に達するように漏水防止対策を進めること。また、現有効率が90%以上の場合は、さらに高い有効の目標設定をして漏水防止に努める。なお、この場合も95%程度の目標値を設定することが望ましい」と、このような通知も出されたことを承知しております。

○議長（池田久男君） 部長、一般会計の繰り入れは。

○環境経済部長（鳥居元治君） 失礼しました。

議員のほうから、このような今後の大型事業に対して、一般会計からの繰り入れという提案といたしますか、意見もいただいたわけでございますが、やはり、これらのことは、先ほど申し上げました耐震化の整備計画、これを年次的に水道事業会計で反映をする中で精査し、基本的にはまず独立採算と。それがどうしてもという場合は、また検討するということをしていきたいと、かように思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） ただいまの答弁で水道に関しては、整備計画を十分練って、そして、慎重に進めていくと、こういう計画がございましたので、それ以上のことはないわけですが、ただ、参考的に、水道管路の耐用年数とか、この老朽・耐用年数の経過分もあるのかという計数的なものについて答弁いただければありがたいと思います。

2番目についても、耐震化率の全国の状況と本町はどのぐらいなのかという水準的なもの。

それから、3番目の今後の耐震化を含めた施設更新の計画はというのは、25年度にどのような計画で進んでいるかという程度の話をお聞かせいただければありがたいと思います。

4番目、これが当たっているかどうかわかりませんが、とにかく経費がかかる事業でありまして、これを安定的にしていくにはどうしたらいいかということ、固定化比率を低下させると。それについては、幸田町単独で水道事業というものがあるのかどうか。これを近隣市町と固定化分を含めた共同的な展開をしていくほうが固定費用は低下していくわけでありまして、そのあたりの安全性というものについての考え方を聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） それでは、順番にお答えをさせていただきたいと、かように思います。

まず、1点目の管の耐用年数でございますが、水道管路の耐用年数につきましては、地方公営企業法の施行規則、こちらにうたいがございまして、管路は40年となっております。

ます。なお、本町の水道事業につきましては、昭和46年10月から一部開始をしてございますが、その他、46年よりも以前に布設したものが耐用年数40年を経過しているということでございまして、この管路延長につきましては、目下12キロメートルあるということでございます。

なお、これにつきましては、40年の時間を経過するごとに、また先ほどの12キロメートルプラスどれだけかということになっていくということで承知をいただきたいと思っております。

次に、2点目の全国の耐震化の部分で、県とか町の部分をとということでございます。

まず、平成22年度末の部分でございまして、口径350ミリメートル以上、これを基幹管路と申しておりますが、この数値で申し上げますと、全国は耐震化18.4%、県におきましては32.8%、本町分につきましては11.6%でございます。

なお、これは基幹ということで350ミリメートルということを申し上げました。それらよりも口径の小さいものを含めまして、町内におきます管路の部分におきましては、平均いたしますと、ここで9.5%という率が出てまいります。

次に、3点目といたしまして、今後の耐震化等の工事の部分ということでございまして、とりわけ平成25年の部分をとということでお尋ねいただきました。

私どもは管路の関係で、21年度から行ってきておりますライフライン機能強化事業、これの最終年ということで、坂崎小学校との部分に水を引く等の工事を、25年にこのライフライン機能強化事業で予定をしております。

また今年度、実施設計等の委託業務を実施しておりますが、25年から工事を永野ポンプ場におきまして開始したいということをお、計画しております。これらの永野ポンプ場等は御存じのとおり、経年して年数を経っておりますので、早くその対策をとということで進めてまいりたいというように思います。

最後、4点目、固定比率でございますけれども、これは自己資本がどの程度、固定試算に投下されているかという長期の健全化等を見る部分の数値でございます。これは固定資産を割ることの資本で計算されまして、これが100%に対しまして、枠内におさまっているということであります。これは固定資産への投資を自己資本で賄っていると。これが100を超えます、オーバーするということになりますと、当然のことでございますが、借入金、そして、利息等の部分等も含めまして問題が生じてくると。問題と申しますか、そういう会計になってくると。借り入れして、それに対する償還等が生じてくるということです。本町の場合は、この数字が80.6%、先ほど申しました100%以内、当然でございますけれども、そういう部分でありまして、さらに80.6%ということでございますので、目下は先ほど言いました固定比率の低下策、それを講じるということはないだろうという判断をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第39号議案から第47号議案までの9件は、会議規

則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を9月25日までに取りまとめ、9月26日の本会議にて報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。



日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております認定議案1号から認定議案第9号の9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年度決算認定の9件は、議員15名を決算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月13日午前9時より、議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である12番、内田 等君をお願いいたします。

審議の結果は、9月25日までに取りまとめ、来る9月26日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、9月26日午前9時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

大変長時間、御苦労さまでした。

散会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年9月12日

議 長 池 田 久 男

議 員 内 田 等

議 員 丸 山 千代子